

# PTA会則

平岩小学校 P T A

※6年間保存をお願いします

# 平岩小学校 P T A 会則

## 第1章 総 則

<名称及び事務局>

1 条 本会は平岩小学校 P T A と称し、事務局を平岩小学校に置く。

<目的>

2 条 本会の会員は、会員相互の連携を密にし、家庭・学校・社会における福利厚生の増進、環境の整備、教育の振興に寄与し、児童・青少年の健やかな成長を図り併せて会員の親睦と研鑽を積み、地域社会の正しい発展を図る。

<会員>

3 条 本会の会員は、平岩小学校に在学する児童の保護者及び教職員をもって組織する。

<事業>

4 条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦と研鑽のための事業
2. 教育、社会、生活環境の向上のための事業
3. 資料の収集と刊行に関する事業
4. 関係諸団体との連絡、協議を図る事業
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 総 会

<総会の種類>

5 条 本会に会員総会を置き、通常総会及び臨時総会の2種とする。

<総会の招集>

6 条 1. 通常総会は毎年4月に会長が招集する。

2. 臨時総会は次に挙げる場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 常任幹事会が召集の決議を決めたとき
- (3) 2分の1以上の会員より、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面をもって請求があったとき

3. 前項の(3)号による総会は、その請求を受け取った日より30日以内に会長は召集の手続きをしなければならない。

<総会の議長>

7 条 総会の議長は出席会員の中より選任する。

<総会の決議>

8 条 総会は会員数の5分の1以上の出席により成立し、その議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### <議決権>

- 9 条 1.会員は総会における各一個の議決権を有する。  
2.会員は署名した書面にて代理人をもって出席者とみなし、議決権を行使することができる。

#### <総会の決議事項>

- 10 条 次の事項は総会の決議を経なければならない。但し（6）項から（9）項迄の事項についてでは総会の承認を経て常任幹事会に委任することができる。
- (1) 会則の変更
  - (2) 本会の解散
  - (3) 役員の承認及び解任
  - (4) 事業計画並びに予算の承認
  - (5) 事業報告並びに会計報告の承認
  - (6) 次に挙げる事項に関する設定、変更または廃止
    - 1.委員会に関すること
    - 2.専門部会に関すること
    - 3.年度途中の役員、常任幹事の選任に関すること
    - 4.本会の業務の執行について必要な事項
  - (7) 事業計画並びに収支予算の補正
  - (8) 負担金の賦課
  - (9) 解散後における財産の処分方法

#### <特別決議>

- 11 条 前項（2）項に挙げる事項を決議する場合には、出席会員の3分の2以上をもって決するところによる。

#### <議事録>

- 12 条 1.総会の議事については議事録を作成しなければならない。  
2.議事録には議事の経過要綱及びその結果を記載し議長並びに出席した役員のうち少なくとも2名が署名しなければならない。

## 第3章 役 員

#### <役員の種類>

- 13 条 1.本会の役員は次のとおりである

- (1) 会長
- (2) 学校長
- (3) 副会長
- (4) 事務局長
- (5) 事務局
- (6) 会計
- (7) 書記
- (8) 監査
- (9) 顧問

- 2.会長は常任幹事会の承認を経て顧問をおくことができる。  
但し、顧問は会員に限らない。

#### <役員の選出>

14条 役員は、本会の会員の中から常任幹事会において推薦され、総会の承認を経なければならぬ。

#### <役員の任期>

15条 1.役員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

※後任者は【米満区】【磯松区】【寺家1区】【寺家2区】【寺家3区】の

5地区よりP.T.A役員を10名選出する。

任期の都合上、役員は5年生以下、2年生以上の保護者とする。

2.期の半ばで選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### <役員の職務>

16条 1.会長は本会を代表し会務を総理する。

2.副会長は会長を補佐して会務をつかさどり、会長が不在の時はあらかじめ会長の定める順位によりその職務を代行する。

3.事務局長は、役員を補佐して会務をつかさどり且つ事務局を総括する。

4.事務局は、事務局長、役員を補佐する。

5.会計書記は、本会の財産の管理及び予算に基づいた一切の会計事務を処理し会議等の記録を執る。

6.監査は、本会の業務執行及び会計を監査しその結果を総会に報告する。

7.顧問は、会長の求めに応じて各種会議等に出席し、会務その他について助言する。

## 第4章 役 員 会

#### <役員会の構成>

17条 1.本会に役員会を置き会長がこれを招集する。

2.役員会は会長、副会長、事務局長、事務局、会計、書記、学校長をもって組織し、必要に応じて常任幹事、学級委員、教職員、専門知識人等を招聘することができる。

3.顧問、監査は役員会に出席し意見を述べることができる。

#### <役員会の決議事項>

18条 役員会は次の事項を審議処理する。

(1) 常任幹事会に提出する議案。

(2) 総会及び常任幹事会より委任された事項。

(3) その他、本会の運営業務執行全般にわたり必要な事項。

## 第5章 常任幹事

#### <常任幹事>

19条 1.本会に次に挙げる区分を基準とし常任幹事15名を選出する。

(1) 米満 (2) 磯松 (3) 寺家1

(4) 寺家2 (5) 寺家3 (6) 教職員

2.常任幹事の地区定数は、常任幹事会の決議において総定数内で変更できるものとする。

3.常任幹事の地区区分は、常任幹事会の決議において変更できるものとする。

#### <常任幹事の選任>

20条 前条の区分ごとに地区集会を互選する。

<常任幹事の任期>

- 21条 1.常任幹事の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。  
2.期の半ばで選任された常任幹事は前任者の残任期間とする。

<常任幹事の職務>

- 22条 1.役員、学級委員と協力し、会員の意見を把握調整し会の運営にあたる。  
また、いずれかの専門部に所属しなければならない。  
2.常任幹事は会長の求めに応じて役員の職務を遂行する。

## 第6章 常任幹事会

<常任幹事会の構成>

- 23条 1.本会に、総会に次ぐ決議機関として常任幹事会を置く。  
2.常任幹事会は、会長・副会長・事務局長・事務局・会計・書記・常任幹事・  
学校長をもって組織する。  
3.顧問、監査は常任幹事会に出席し意見を述べることができる。

<常任幹事会の招集>

- 24条 常任幹事会は必要に応じて会長がこれを招集する。

<常任幹事会の決議>

- 25条 1.常任幹事会はその構成員の3分の2以上の出席により成立し、その決議は出席者の過半数をもって決する。  
2.常任幹事会の議長は会長がこれにあたる。

<常任幹事会の決議事項>

- 26条 次の事項は常任幹事会の議決を経なければならない。ただし、(4)項から(5)項までの事項は、常任幹事会の承認を経て役員会に委任できる。  
(1) 総会に提出する議案。  
(2) 総会から委託された事項。  
(3) 運営諸規定の設置及び改廃に関する事項。  
(4) 専門部、委員会に関する事項。  
(5) 本会の業務執行に関する事項。

<常任幹事会の議事録>

- 27条 1.常任幹事会の議事については議事録を作成しなければならない。  
2.議事録には議事の経過要領及びその結果を記載し、議長並びに出席者の中から議長の指名により選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第7章 専 門 部 会

<専門部会の設置>

- 28条 本会に、その目的達成のために必要な重要事項を事業の種類ごとに調査研究、審議しました、実施するために次の専門部会を置く。  
(1) 生活・広報部 (2) 交通・体育部

＜専門部会の構成＞

29条 専門部会は、会長が常任幹事・学級委員の中からそれぞれ委嘱し所属の常任幹事より1名を部会長に互選する。

＜専門部会の決議＞

30条 専門部会の決議は、常任幹事会の承認を経て、本会の決議とすることができます。

＜専門部会の招集＞

31条 専門部会は部会長が会長の了解のもとに招集し、その結果を会長に報告しなければならない。

## 第8章 学級委員

＜学級委員＞

32条 学級ごとに学級委員2名を互選しこれを置く。

＜学級委員の任期＞

33条 1.学級委員の任期は1年とし再任を妨げない。  
2.期の半ばで選任された学級委員は前任者の残任期間とする。

＜学級委員の職務＞

34条 1.学級委員は学級担任と協力し学級P T A活動の企画・運営をし学校・地域・家庭教育の推進を図る。  
2.学級P T Aとして提議すべき事柄がある場合は、常任幹事会に審議依頼をることができる。  
3.いづれかの専門部会に所属し活動しなければならない。

## 第9章 学級P T A・学年P T A

＜学級P T A・学年P T A＞

35条 1.本会の目的を達成するために学級P T A・学年P T Aを置く。  
2.学級P T Aは学級委員を中心として企画運営し、常任幹事会の承認をもって本会の活動とができる。  
3.学年P T Aは学級委員・学級担任と協力し全学年に必要な事項を企画・運営し常任幹事会の承認をもって 本会の活動とができる。

## 第10章 委員会

＜委員会＞

36条 本会の目的達成に必要な事項を調査研究、実施及び会長の諮問に応じたり、特別事業の円滑な運営を図るため会長は常任幹事会の承認を経て委員会を置くことができる。

<委員会の構成>

37条 本会の会員の中から会長が常任幹事会の承認を経て委嘱する。また会員以外からの有識者を招聘することもできる。

<委員会の任期>

38条 その任期が終了したとき会長はすみやかに委員会を解散しなければならない。また、その活動結果を常任幹事会に報告する。

## 第11章 会 計

<事業年度>

39条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

<収 入>

40条 本会の経費は会費・負担金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

<会 費>

41条 本会の会費は、毎月児童一人400円、児童二人以上500円とする。

<会計区分>

42条 1.本会の会計は事業年度ごとに一般会計・PTA基金に区分して処理する。  
2.一般会計は通常の事業遂行に関する収支を経理する。  
3.PTA基金は一般会計で処理するに不適当と認められる大規模もしくは、特別な事業に関する収支を事業別に処理する。

## 第12章 雜 則

<運営規定等>

43条 本会は本会則の運用と本会の活動を円滑にするため、本会則に定めるもののほか、常任幹事会の議を経て運営規定等を定める。

<旅費支給>

44条 本会の目的達成のため東広島市PTA連合会及び広島県PTA連合会等が開催する会議・研修会に出席した会員に対し、次のとおり費を支給する。  
1.東広島市内の場合は500円。  
2.広島県内の場合は1,000円。  
3.広島県外の場合は役員会で決定した額。

# 第13章 活動計画

## 一般事業

「学校、家庭、地域社会の中で子どもの心を育む活動」

- 1 児童、青少年の健全育成に資する事業
- 2 家庭、学校、地域社会の教育力向上に資する事業
- 3 会員相互の親睦と研鑽の為の事業
- 4 教育に関わる情報、資料の収集と刊行に関する事業

## (専門部活動)

### 生活・広報部

児童が「生きる力」を身につけ「ゆとり」をもった生活をする為の家庭、地域、学校教育のあり方を研究し、その為の事業を企画実施する。

会員の資質向上並びに情報提供のため「ぽぷら」の発刊と資料等の収集。

PTAの対外的広報活動もあわせて行う。

### 交通・体育部

児童の登下校時、地域社会の中での安全を図る為の対策や環境整備、交通指導に関する事業を行う。

会員、児童の体力向上や健康増進の為の情報提供や事業を行う。

## (学年参観日)

学年の担任と協働し、会員の親睦と研鑽の為の連携・協力を行う。必要な事柄は学年 PTAを通じて常任幹事会に提案する。

## その他の事業

- (1) 校内美化清掃 (2) 学校教育協力事業 (3) 社会教育関係団体との連絡・協調

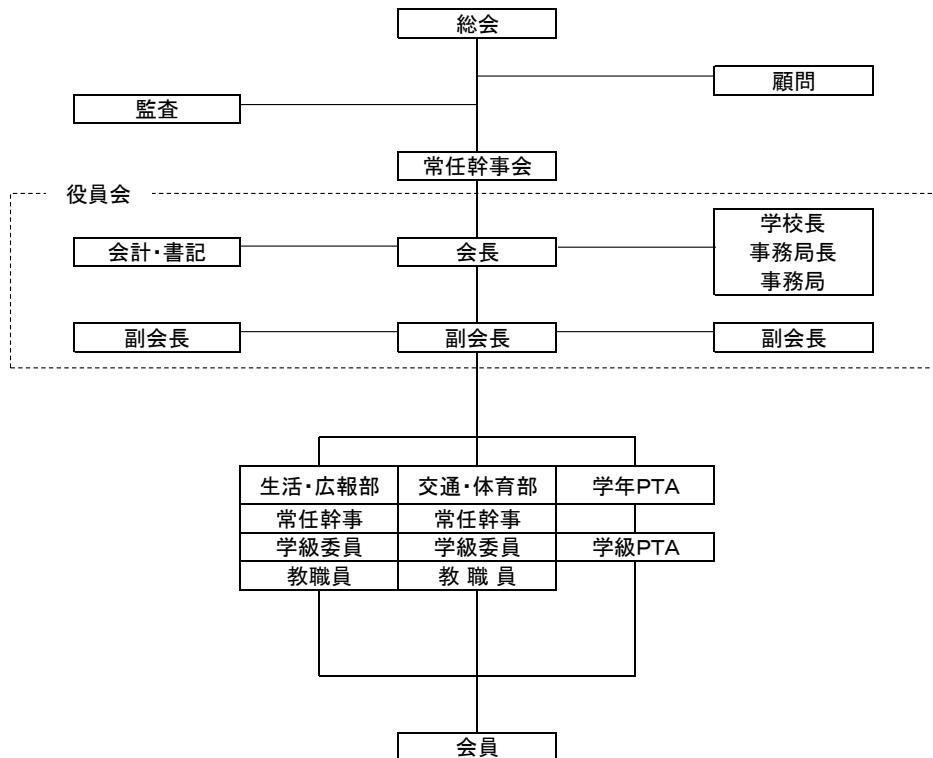
## 付 則

第13章、活動計画及び平岩PTA組織図は総会資料から会則に付則する。

本会則は令和6年4月19日より施行する。

改正

## 平岩小学校PTA組織図



それぞれの主役割	
会長	平岩小学校PTAの代表として対外的に発言するとともに、すべての事業の総括責任をもつ。
校長	平岩小学校の代表として、各種会議等に出席し、会務その他について助言する。
副会長	会長と連絡を密にし、意見の調整・統一をして、会の円滑な運営を図る。会長が不在の時は職務を代行する。
会計	会費の収支を担当し、金銭の出納は責任をもって管理する。帳簿、伝票、証拠書類を整えておく。
書記	会の内容を議事録として残し、管理する。
事務局	総会・役員会・常任幹事会での議事録作成、文書・備品等の整理保管、事務連絡等をする。
監査	会の業務・財務状況を監督・監査し、役員会に出席して、意見を述べることができる。
顧問	会長の求めに応じて、各種会議等に出席し、会務その他について助言する。
常任幹事	通学地域の代表として地域全員の意見を把握・調整し、役員・学級委員と一緒にして、会の運営にあたる。
学級PTA 学年PTA	各学級または学年の保護者と担任教師によって構成され、学校・家庭・地域の教育問題等を話し合い、理解や知識・情報を得る。スポーツ、親睦、懇談会等を含めた研修と活動の場である。 必要により、役員の出席を求めることができる。決議事項の内、役員会・常任幹事会または総会の承認を得て、学校PTA の意見とすることもできる。
生活・広報部	児童が健やかに成長するため、会員に情報・資料の提供、研修会等企画実施し、意識啓蒙と環境整備に努める。 会員の資質向上と情報提供のため、会報を発行する。また、PTA活動の対外的な面も含めたPR活動をおこなう。
交通・体育部	児童・会員または地域の人々に正しい交通ルールを教え、登下校時の交通安全・交通環境の整備に努める。 児童・会員または地域の人々の体力・健康増進のための事業を企画運営する。

## 平岩小学校 P T A 慶弔規定

第1条 会員及び児童が死亡した場合は、弔電及び香典を贈る。  
1 香典の金額は 10,000 円とする。

第2条 会員及び児童が入院した場合の見舞金については、総務役員で協議して決定する。  
1 見舞金の金額は慣例によるものとする。

第3条 教職員が転任及び退任した場合には、記念品等を贈る。  
1 教職員の転任及び退任記念品の金額

3年以上 ······ ······ ······ ······ ······ 5,000円  
1年以上3年未満 ······ ······ ······ ······ 3,000円  
1年未満 ······ ······ ······ ······ ······ 2,000円

第4条 教職員が結婚した場合は、祝金及び祝電を贈る。  
1 祝金の金額は5,000円とする。

第5条 教職員の一親等以内の家族が死亡した場合には、弔電及び香典を贈る。  
1 香典の金額は5,000円とする。

第6条 この規定の改正は必要に応じ、常任幹事会で決議する。

(附則)

1. 香典及び見舞いの返礼はしない。
  2. この規定は平成2年3月28日より実施する。
  3. 規定の改正は令和5年4月21日より実施する。
  4. 規定の改正は令和6年4月19日より実施する。